

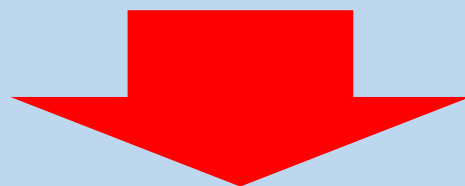
沖縄県雇用継続助成金を受給した事業主の皆さまへ

沖縄県雇用継続助成金（以下「県助成金」という。）の支給要件である
**国（沖縄労働局）の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の
支給決定が、算定誤り等により、全部または一部が取り消された場合、
県助成金についても返還手続きを行う必要があります。**

該当する場合は、速やかに「グッジョブ相談ステーション」まで、ご連絡下
さい。



算定誤り等により、「雇用調整助成金」、「緊急雇用安
定助成金」の支給決定の全部または一部が取り消さ
れた



県助成金についても、返還手続きを行う必要があるた
め、該当する場合は、速やかに「グッジョブ相談ス
テーション」までご連絡下さい。



県助成金の返還手続きにあたっては、沖縄労働局からの
支給決定取消通知書の写しが必要となりますので、大切に
保管して下さい。



県助成金の返還手続きに加え、加算金を請求する場合が
あります。



県の返還手続等に協力的でないなど、重大または悪質な
行為がある場合は、事業所名や代表者名等を公表することがあります。



【お問合せ】 グッジョブ相談ステーション

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階
TEL 098-941-2044